



令和7年(不)第46号 関西新幹線サービック事件

申立人 JRサービック労働組合

被申立人 株式会社 関西新幹線サービック

令和8年1月30日

証拠説明書 (被申立人)

(乙第1～6号証)

被申立人代理人

弁護士 中川克己



同 安川航平



大阪府労働委員会 御中



書証番号	標 題	作成年月日	作成者	立証趣旨
乙1 の1	J Rサービック 労「発」第1号 「J Rサービック 労働組合結成 の通知」 (写し)	2023年 (令和5年) 8月18日	申立人J R サービック 労働組合 (以下、「申 立人組合」 という)	組合結成当時に会社に提出され た「発」1号 ・申立人組合の結成通知
乙1 の2	J Rサービック 労「発」第1号 「J Rサービッ ク労「発」第1 号の補足」 (写し)	2023年 (令和5年) 8月18日	申立人組合	「組合役員名簿」 ・会社は名簿に示された4名の 者のみ、申立人組合に所属する 組合員(名簿が提出された当時 において、いずれの者もJ R東 海からの出向者である)である と把握していること
乙2	「J Rサービッ ク労組発足に伴 う対応につい て」 (写し)	2023年 (令和5年) 10月12日	被申立人株 式会社関西 新幹線サー ビック(以 下「会社」 という)	① 2023年10月12日に大阪府 労働委員会(以下「府労委」 という)であっせんの事前調 査のヒアリングが行われた際 に、会社から府労委へ提出し た資料 ② 団体交渉の開催を拒否した ことはなく、開催に向けて事 前の課題整理に時間を要する 旨を申立人組合へ説明してい たこと ③ 二重加盟問題とそれに伴う 交渉権限等の調整・統一を繰 り返し会社から申立人組合に 対して要請していたが、進捗 が無かったこと

乙3	「2024年度新賃金及び夏季手当等に関する協定書」 (原本)	2024年 (令和6年) 5月28日	会社及び 申立人組合	<ul style="list-style-type: none"> ・「新賃金（春闘）」や「期末手当」に関し、会社と雇用契約を締結しているプロパー社員が申立人組合に在籍しているか否か不分明で判然としない状況にあっても、会社は団体交渉において誠実に議論・協議をしてきており、その結果、労使で合意し「協定書」を妥結してきた経緯があること
乙4	「2024年度年末手当に関する協定書」 (原本)	2024年 (令和6年) 11月29日	会社及び 申立人組合	
乙5	「2025年度新賃金及び夏季手当に関する協定書」 (原本)	2025年 (令和7年) 6月12日	会社及び 申立人組合	
乙6	「2025年度年末手当に関する協定書」 (原本)	2025年 (令和7年) 12月1日	会社及び 申立人組合	